広報 のぼりべつ

11 月号
No. 121

火災発生を想定して防火演習

ことしも暖房器具を必要とする時期を迎え，10月15日から31日まで秋の全道火災予防運動が実施されましたが，町でも各地区で，火災予防パレードや予防査察，防火管理体制の強化など，これからの火災発生しやすい季節に向って，火災をなくし，尊い人命や貴重な財産を守ろうと運動を広く展開しました。

各地区消防分団では，万一の火災に備えるため，人口の集中している個所を火災現場に想定し，火災防火演習をおこないました。

この演習は，午前5時から6時といった早朝でしたが，サイレンの吹鳴で集った団員は，実戦さながらの訓練を真剣におこない，どの団員にも火災をなくし明るい登別町をつくろうという意気があふれていました。

町の財政事情

町では毎年2回，町の財政事情をお知らせしていますが，今回は43年度の決算見込みと44年度の予算がどうなっているかを9月30日現在で図表によりお知らせします。

44年度各会計予算執行状況

<一般会計>

目的別にみた予算執行状況

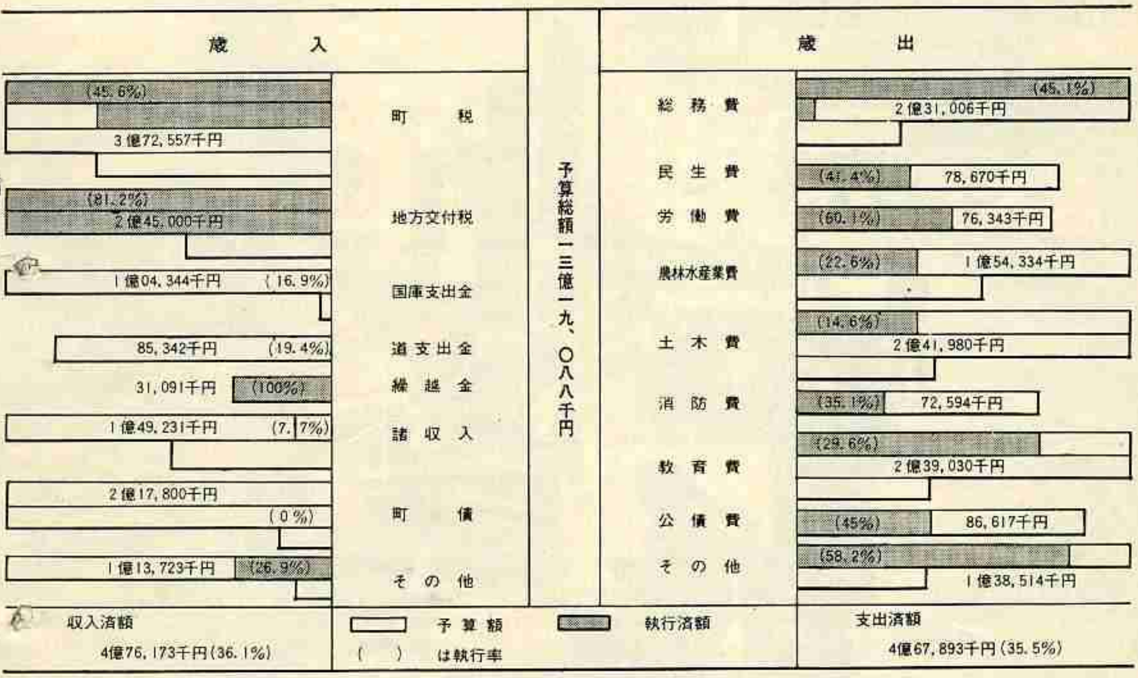

<特別会計>

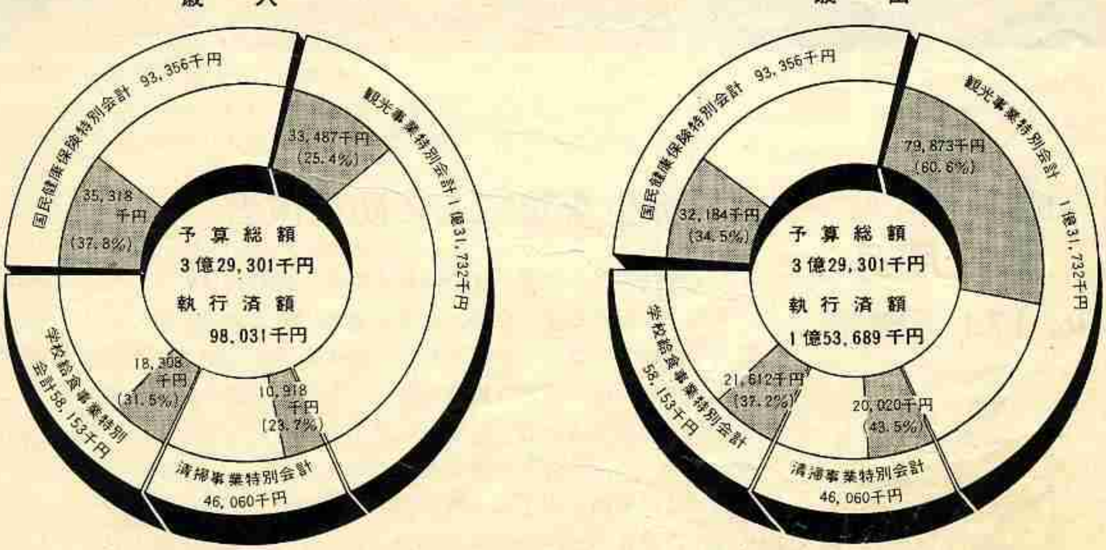

予算額　　執行済額

44年度一般会計予算財源内訳

町税内訳

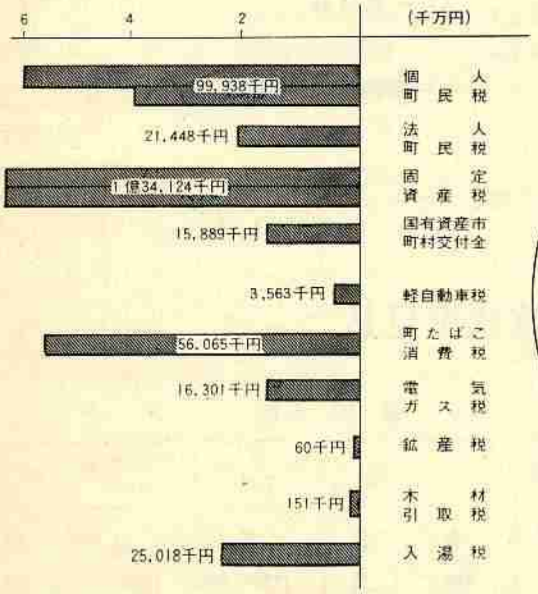

町の財産内訳

土地	建物	金員
2,943,762㎡	70,371㎡	1億08,569千円

44年度性質別にみた一般会計歳出予算

(千円)

◇投資的経費 7億64,928

普通建設事業費	5億84,705
補助事業費	2億68,949
単独事業費	3億15,756
失業対策事業費	54,927
貸付金その他	1億25,296

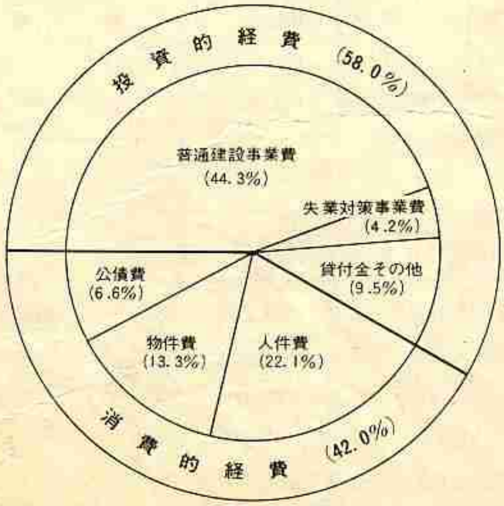

(千円)

◇消費的経費 5億54,160

人件費	2億92,042
報酬	10,546
給料	1億44,656
職員手当	1億14,203
共済費その他	22,637
物件費	1億75,501
公債費	86,617

町で借りているお金

〈長期にわたって借りているお金〉

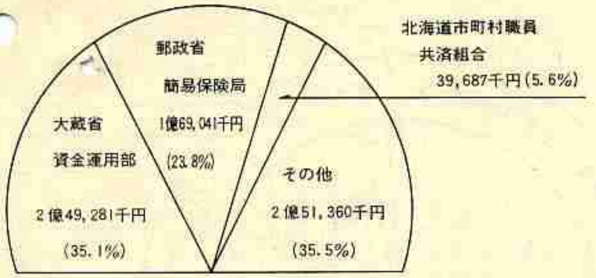

〈短期間だけ借りているお金〉

◇ 一般会計

北海道財務局	10,000千円

◇ 観光事業特別会計

札幌郵政局	20,000千円
北海道市町村職員共済組合	20,000千円

43年度各会計決算状況見込

〈一般会計〉

歳入				歳出			
科目	予算額(千円)	収入済額(千円)	率(%)	科目	予算額(千円)	支出済額(千円)	率(%)
町税	3億34,239	3億49,772	104.6	議会費	22,055	21,693	98.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	66	66	100.0	総務費	1億90,958	1億88,211	98.6
娯楽施設利用税交付金	350	356	101.7	民生費	89,147	86,786	97.4
自動車取得税交付金	5,502	5,502	100.0	衛生費	28,727	28,527	99.3
地方交付税	2億47,678	2億48,622	100.4	労働費	65,445	64,753	98.9
分担金及び負担金	21,034	20,937	99.5	農林水産業費	81,905	81,334	99.3
使用料及び手数料	16,747	18,193	108.6	商工費	61,936	61,804	99.8
国庫支出金	1億26,679	1億25,741	99.3	土木費	1億74,578	1億74,118	99.7
道支出金	46,754	47,363	101.3	消防費	78,741	78,331	99.5
財産収入	27,635	30,738	111.2	教育費	1億58,360	1億57,651	99.6
寄附金	2,100	1,965	93.6	災害復旧費	42,785	42,745	99.9
繰越金	64,784	64,784	100.0	公債費	79,447	79,441	100.0
諸収入	87,517	88,945	101.6	予備費	501	-	-
町債	93,500	93,500	100.0				
計	10億74,585	10億96,484	102.0	計	10億74,585	10億65,394	99.1

<特別会計>

区分 / 会計別	予算額(千円)	歳入 収入済額(千円)	歳入 率(%)	歳出 支出済額(千円)	歳出 率(%)
国民健康保険特別会計	84,886	87,418	103.0	83,278	98.1
観光事業 〃	1億28,355	1億23,126	95.0	1億23,039	95.9
清掃事業 〃	30,846	30,642	99.3	20,419	98.6
学校給食事業 〃	53,437	52,953	99.1	52,748	99.6
合計	2億97,524	2億94,139	98.9	2億89,484	97.3

43年度町税負担の状況

(44.3.31現在)

現年度分調定額	3億52,126千円
町民1人当り	7,958円
一世帯当り	29,680円

水道事業業務状況説明書

一般概要

昭和44年4月から9月までの業務状況をお知らせします。

当町の水道事業も地方公営企業法適用を受けてから3年目となりますが，本年度も前年度以上に能率的な経営をおこない，水道料金の現状維持に，みなさんのご協力を得まして推進いたしたいと思っております。

営業状況

総給水人口と1人1日平均水量

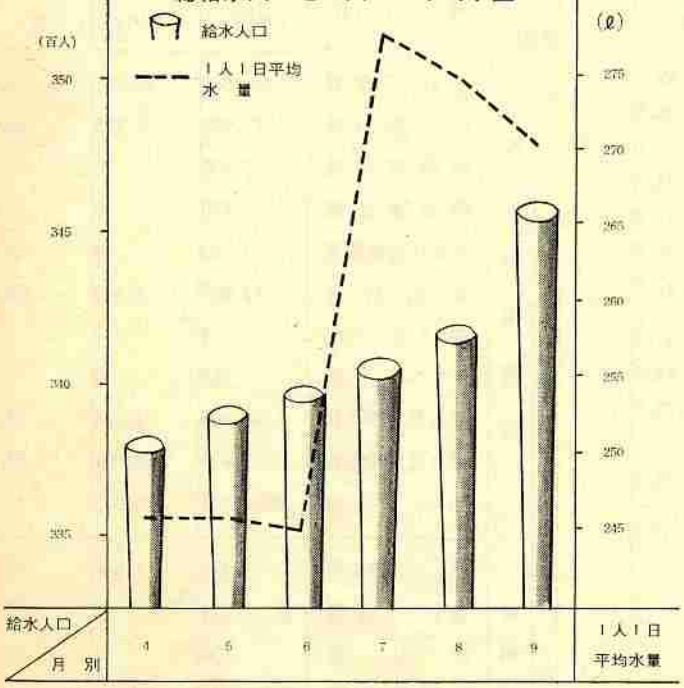

企業債の状況

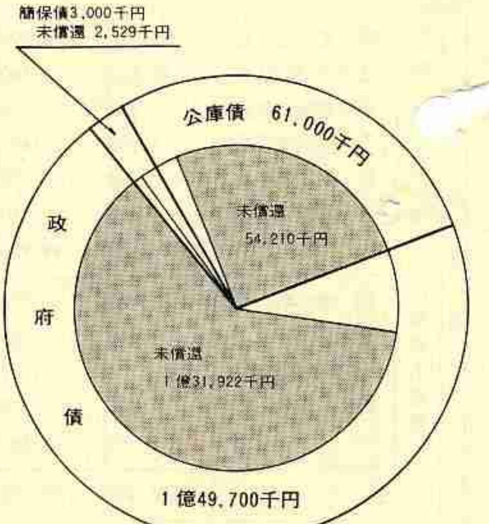

各種栓数

専用栓	10,976栓
共用栓	38栓
消火栓	129栓

水道工事施行状況

（30万円以上の工事）

工事名	口径（mm）	延長（m）	管種	着工	竣工
室蘭開発建設部 室蘭出張所配管工事	150	454	ダクタイル鋳鉄管	44. 8. 10	44. 9. 20
幌別地区千歳23番地 配水管布設工事	150	538	石綿管	44. 9. 5	44. 10. 30
幌別地区 配水管布設工事	150	106	ダクタイル鋳鉄管	44. 8. 10	44. 9. 20
来馬，千歳連絡管 布設工事	100	411	石綿管 ダクタイル	44. 8. 12	44. 9. 15
登別通学道路舗装に伴う配水管移設工事	75	576	石綿	44. 9. 20	44. 10. 25
〃	13～50	650	ポリエチレン管	44. 9. 20	44. 10. 25

給水普及状況　(9月末現在)

区分	人口及び世帯	普及率(%)
総人口	45,001	76.7
給水人口	34,511	
総世帯	12,129	64.9
給水世帯	7,866	

給水工事施行状況

施行 / 種別	取扱件数	調定額
	S44.4～S44.9	S44.4～S44.9
給水工事	483件	19,723千円
修繕工事	185件	198千円

経理状況

(9月30日現在)

収入

区別		科目	予算額(千円)	調定額(千円)	執行率(%)
収益的収入	水道事業	給水収益	54,360	26,996	49.7
		受託工事収益	48,300	22,350	46.3
		量水器取替収益	405	4	1.0
		その他営業収益	1,168	400	34.2
		受取利息	180	130	72.2
		雑収益	67	40	59.7
		小計	1億04,480	49,920	47.8
	雑用水事業	給水収益	1,449	598	41.3
		受託工事収益	440	63	14.3
		その他営業収益	4	1	25.0
		雑収益	100	0	-
		小計	1,993	662	33.2
	合計		1億06,473	50,582	47.5
資本的収入	水道事業収入	企業債	60,000	0	-
		負担金	7,980	0	-
		合計	67,980	0	-

支出

区別		科目	予算額(千円)	執行額(千円)	執行率(%)
収益的支出	水道事業費用	受託工事費	44,860	23,301	51.9
		総係費	13,593	5,503	40.5
		減価償却費	7,830	0	-
		資産減耗費	120	0	-
		その他営業費用	80	18	22.5
		支払利息	12,807	6,440	50.3
		雑支出	4	0	-
		予備費	50	0	-
		原水及び浄水費	14,463	4,124	28.5
		配水及び給水費	7,921	3,007	38.0
		小計	1億01,728	42,393	41.7
	雑用水事業費用	配水及び給水費	3,355	1,646	49,1
		受託工事費	325	17	5.2
		総係費	30	1	3.3
		減価償却費	915	0	-
		資産減耗費	50	0	-
		支払利息	40	0	-
		雑支出	20	0	-
		予備費	10	0	-
		小計	4,745	1,664	35.1
	合計		1億06,473	44,057	41.4
資本的支出	水道事業費用	建設改良費	68,078	1,000	1.5
		企業債償還金	6,212	3,078	49.5
		小計	74,290	4,078	5.5
	雑用水事業費用	建設改良費	2,000	0	-
		施設改良費	730	0	-
		小計	2,730	0	-
	合計		77,020	4,078	5.3

冬，水を止めるとき

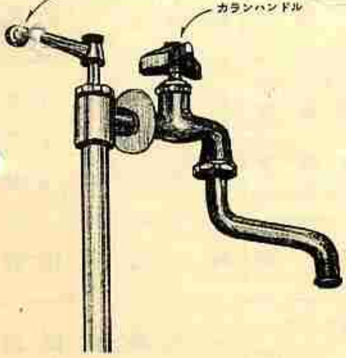

カランハンドルを開けて，水を流しながら水栓ハンドルを完全に閉めてください。カランハンドルは全開にしてください。

お出かけ前，お寝み前にはもう一度確かめてください。

町づくりの貢献者
町功労者表彰

菊かおる十一月三日の〃文化の日〃長い間、登別町の発展に貢献した国分恒次氏（登別温泉）伊藤芳太郎氏（来馬）中牧保氏（登別温泉）が登別町功労者表彰条例による功労者として表彰されました。

▽国分恒次氏

今年五月、化学部門の産業功労者として勲五等双光旭日章の栄によくされた国分氏は、当町の産業基盤を築いた化学者で、現在、化学振興の基礎教育に貢献される一方、町の教育委員会委員として豊富な体験を通じて、町教育行政に活躍しております。

▽中牧　保氏

昨年十月、栄ある藍綬褒賞を受章された中牧氏は、当時の幌別村議会議員として村政に参画され、今日の登別町の基盤を築かれた。

その後、道議会議員として北海道内道路行政、観光行政に尽力され、すでに建設大臣表彰、厚生大臣表彰を受彰し、現役を退いた現在でも道路、観光開発に常に指導者として活躍しております。

▽伊藤芳太郎氏

昭和二十二年、当時の幌別村議会議員に当選以来、六期二十一年間にわたり町政に参画し、登別町発展につくされ、特に終戦後の混乱期には、公共の福祉のため献身努力を傾注し、今日の登別町発展のもとを築かれ、昭和四十一年、地方自治の発展につくされた功績で、全国町村議会議長会表彰を受彰しております。現在、経済委員会委員長として議会で活躍しております。

志賀　裕さんへ
北海道社会貢献賞

町議会議員志賀裕さんが、十一月四日町村知事から社会貢献者として表彰されました。

これは、三十二年余の長きにわたり議会議員として枢機に参画し地方自治の発展と町民の福祉増進に多大の貢献をしたことに対して贈られたものです。

統計調査員が表彰

四十四年度北海道統計事務功労者として、十月一日、つぎのかたがたが町村知事から表彰され、高田町長より感謝状と記念品が伝達されました。

▽五年級　糀田富美雄（上鷲別）**千葉　啓**（上鷲別）小池雄三（登別温泉）▽十年級　小堀慶吉（札内）▽二十年級　久我修造（登別）石本一男（来馬）

和田弥平治さんが
厚生大臣表彰

このたび多年にわたり国民年金事業の推進に積極的に協力され、その功績が顕著であるとして、和田弥平治さん（富浦）が、晴れの厚生大臣表彰をうけられました。

戦没叙勲者に
勲記勲章

四十四年度第三回目の戦没者叙勲の伝達式が、去る十月二十一日戦没者の遺族に対して、高田町長よりてい重におこなわれました。

このたびの叙勲者はつぎのかたがたです。（敬省略）

◇正七位勲六等旭日章
服部正雄（来馬）
◇正八位勲六等旭日章
佐藤寅松（登別）
◇勲七等旭日章
斎藤敏雄（幌別）小野政一（来馬）石塚次郎（来馬）
◇勲八等旭日章
相馬八百吉（鷲別）中津川福市（来馬）若生　茂（来馬）荘司貞雄（千歳）
◇勲七等瑞宝章
吉村喜代太（中登別）

佐々木勇司さんが
法務大臣表彰

役場住民課窓口係長の佐々木勇司さんが、戸籍事務優良職員として十月十五日東京都世田ケ谷区民会館において、法務大臣から表彰されました。

ライオンズクラブが

図書と購入費15万円寄贈

次の世代を背負う青少年の育成に役だてててくださいと，このたび登別ライオンズクラブ（会長千葉寿良氏）が，図書購入費15万円と図書エンサイクロペデア，アメリカーナ30冊，付録18冊（16万円相当）の寄贈ありました。

これは，ライオンズクラブ創立10周年を記念して寄贈されたもので，教育委員会では，同クラブの意志をお受けし，青少年会館にある図書室にライオンズ文庫を設置することになりました。

みなさんのご利用をお待ちしております。

歩け歩け運動で
体力づくり

ことしからはじまった登別地区の歩け歩け運動は、十月二十六日で全日程を終了しました。

この歩け歩け運動は、七月二十七日スタートして毎週日曜日おこなわれ、一四回にわたり元気に歩きました。

早起きと澄みきった空気で健康な体をつくることを目的としたこの歩け歩け運動は、午前六時白雪幼稚園前には約三〇名の人が集まり毎週コースをかえて、約四㌔の距離を元気に歩き、体力づくりをしました。

参加したかたがたは運動不足の解消と体力づくりのため、明年からもっと回数をふやして実施し、多くの人に参加するよう呼びかけようと大はりきり。

みなさんも歩け歩け運動で、体力づくりにつとめましょう。

毎週元気に歩きました

昭和六十年のビジョン (8)

―登別町総合開発計画から―

先月号は、施設計画で供給処理施設の上水道、電力、下水道の将来方向と諸施策についてお知らせしましたが、今月は、供給処理施設の「終末処理施設」の将来計画がどうなっているかをお知らせします。

終末処理施設

将来人口の増加によるし尿の処理、産業の発展、都市の膨張および国民の生活水準向上などによるごみの処理は、環境衛生上から見逃すことのできない重要な課題である。

し尿は、本来、水洗便所によって一般汚水とともに下水処理場で処理すべきであるが、全戸水洗便所化は早急に困難であり、し尿処理場が必要となる。

登別温泉地区については、観光地という特殊性から急速に水洗便所化を図る。

現在のし尿処理場（衛生センター）の位置は、町域のほぼ中央にあり、し尿の輸送作業上限度とされている一二粁以内にあるので、将来人口に合わせた規模に拡張して、現在地のまま使用する。

㈠し尿処理施設の拡張規模

将来人口のうち、登別温泉地区を除く市街地人口五七、七〇〇人から現有能力の二九、〇〇〇人を差引いた二八、七〇〇人を拡張対象人口とする。一人当たり排泄量（一日一・五㍑）を将来も変化ないものとすると、一日四三キロ㍑が処理できる施設を拡張しなければならない。

登別温泉地区については、定住人口四、三〇〇人に、将来の一日観光入込み客数一九、〇〇〇人を加えた二三、三〇〇人を対象とする。

したがって、登別温泉地区のし尿排泄量は、一人一日一・五㍑とすると一日三六キロ㍑となる。これは時間（毎秒）当たり〇・四二立方㍍に相当する。

登別温泉地区の汚水およびし尿を処理する下水処理場は、一秒間に〇・〇六立方㍍（汚水）と〇・四二立方㍍（し尿）で、〇・四八立方㍍の処理能力を必要とする。

し尿処理場に必要な敷地面積は、人口二〇、〇〇〇人に対し五、〇〇〇平方㍍程度を必要とする。したがって拡張面積としては、約〇・七㌶、全体としては約三㌶が必要となる。

㈡下水終末処理施設の新設規模

本町の予想される将来の市街地形態からみて、地理的に一ヵ所に集約することは無理であるので、各地区に一ヵ所配置する。

本施設が汚水のみを処理するものとすると、各地区の下水終末処理施設能力は次の表のようになる。

計画下水終末処理施設能力

地区名	1日当り処理量	時間(毎秒)当り処理量
	m³	
鷲別	4,650	0.06
幌別	7,750	0.09
登別	2,025	0.03
登別温泉	3,440	0.04

この処理能力に見合う処理場の敷地面積は、良好な環境を維持するためにも最少限として鷲別地区二・〇㌶、幌別地区三・〇㌶、登別地区一・〇㌶、登別温泉地区一・〇㌶を確保する。また、処理施設の位置選定にあたっては、産業の振興、公害対策および町民感情の面から検討を加える必要がある。

㈢塵芥処理施設の拡張規模

市街地人口（総人口の八五％）および登別温泉地区への観光入込客により排出される塵芥を焼却処理する。拡張対象外のものは、埋立自家処理によるものとする。

生活水準の向上と共に、一人当たりの塵芥排出量は増大する傾向を示し、現在一人一日一瓩弱の排水量は、目標年次（昭和六十年）において一・五瓩程度を見込む必要がある。

したがって、将来の塵芥排出量は、市街地人口六二、〇〇〇人で、一日九三㌧、観光入込み客一九、〇〇〇人で、一日二九㌧、計一二二㌧と推算される。この一日一二二㌧の塵芥を処理するためには、現在ある施設を一ヵ所に統合して、処理の効率化を図り、焼却炉のほかプレス機を設置する。位置は、運搬距離からみて、町の中央部（幌別地区）に置く。また、焼却炉からは相当の余熱が生じるので、位置の決定に際し、余熱利用の施設をも考慮に入れて検討すべきである。

㈣火葬場の将来規模

将来の死亡率を一、〇〇〇人に四人とすれば、目標年次（昭和六十年）における年間死亡者数は三〇〇人（七三、〇〇〇人×4/1,000）と推定される。

年間三〇〇人の死亡は、一日当たり一人とみなし、重油炉一基の火葬所要時間約五〇分とみて、大人用一基あれば充足される。

そのほか死胎用一基、予備一基を加え計三基の炉を設置する。

現有施設四ヵ所を統合新設し、市街地の発展状況、住民感情、および周囲の関連施設（墓園など）を考慮して位置決定する。

病気の早期発見・治療で

国保医療費のむだをなくしましょう

国民健康保険は、みなさんが病気やケガで医師にかかった場合、医療費の七割を給付してくれる仕組みになっています。その運営資金としてみなさんがたに保険税を納めていただき、政府も負担し、不足の分は町が補っているわけです。

ところがこの資金には限度があって、医療費がふえるとそれに応じて保険税をあげるのがたてまえになっておりますので、ときには毎年保険税を値上げしなければならないことにもなります。

登別町の昨年一年間の総医療費は、一億〇九、八七六千円、町民一人当たりにすると一三、〇二九円も支払われています。しかもこの医療費のほとんどは、みなさんの日常生活の心がけや注意で防げる病気が多くあります。

そこで、被保険者のみなさんは医療費を安く、保険税を少なくすむよう、できるだけ病気を早く見つけ、早く治して、国民健康保険のむだをできるだけ少なくしましょう。

選んだ医師を信頼すること

〝気を病む〟という病気は、医師を信頼するという心理的効果は絶大なものです。

一度お医者さんを決めたら、その医師を信用し通すくらいでなくては医療の効果はあがりません。患者の不安な心理もあると思いますが、次から次へと思いつきでお医者さんを変えては医療の効果が下り、医療費のむだ使いというよりほかありません。選んだ医師を信頼し、すべてをまかせきることが大切です。

各地から出た町民の声

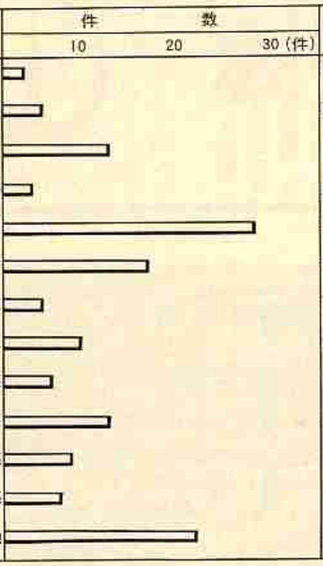

区分	要望内容
市制関係	施行に伴う利点外
福祉関係	集会所．児童会館．生活保護外
環境衛生関係	じん芥．町立病院．豚舎．公衆便所外
橋梁関係	架設．改修
排水関係	新設．整備．排水の蓋．掃除外
道路関係	整備．新設．舗装．町道認定外
水道関係	水道管の延長．水圧低下
消防関係	消火栓
公安関係	防犯灯．安全灯外
交通安全関係	積載制限．歩道橋．横断指導 ガードレール外
文教関係	学校新設．整備．図書館．通学区域外
公園関係	整備．新設．助成金外
その他	町の重点施策．郵便局設置．町内会指導外

町づくり町政懇談会

住民の声を町政に反映させるため，ヒザを交え町づくりを話し合う町政懇談会が，11月4日幌別鉄北地区（中央公民館）5日鷲別地区（鷲別公民館）6日幌別鉄南地区（幌別生活館）19日上鷲別地区（ひまわり園）で，それぞれ午後6時30分より開かれました。

この懇談会には，町長，役助，教育長，消防長，各部長等の町理事者と地元町議を囲んで，各地区の町民からたくさんの要望，意見が出され，真剣に町づくりについて懇談をしました。

町民のみなさんの声をとりまとめると別表のとおりですが，いずれも地域住民に直結したものが多く出され，理事者より一つ一つに回答されたが，中でも，明年度の重点施策として　①防災排水施設整備第2次計画　②町道舗装事業年次計画　③私道の町道　促進の3大事業を主軸におこなうとのべたほか，国や道その他関係機関に要請するものは，できるだけ要望にこたえ，住みよい登別建設に努力することになりました。

中小企業の皆さんへ
短期運転資金は年末金融を

毎年実施している中小企業者に対する「年末金融」をことしも十二月二十五日まで、申込み受付けをおこなっています。

この年末金融は、遊興娯楽などの業種を除く中小企業および、中小企業等協同組合法に基づく組合であれば融資が受けられますので、期間内に取扱い金融機関に申込みください。

◇取扱金融機関　拓殖銀行、北海道銀行、北洋相互銀行、北海道相互銀行、商工信用組合、信用金庫

◇融資条件　①資金使途―運転資金　②融資額―一企業者二百万円以内（特別の場合三百万円以内）組合の場合五百万円以内（転貸一千万円以内）　③融資期間―六カ月　④融資利率―各金融機関の利率　⑤担保―原則として担保を必要とするが、五十万円以下の場合には「無担保、無保証人制度」により取り扱うことができる。

◇その他　詳しくは役場観光商工課商工労政係へお問合わせください。

町民憲章
掲示板できる

開基一〇〇年を記念して、昨年九月作られました登別町民憲章は、大人ばかりでなく子どもにもわかるように、平易で簡潔に制定されています。

また、町づくりの心がまえを定めたこの憲章の意義から、町では催しものがあるごとに町民憲章を朗読してきましたが、さらにこの精神を町民の生活の中にいかしていただこうと、このたび役場庁舎前と各支所前に町民憲章の掲示板を設置しました。掲示板には、前文と本文の五カ条が書かれております。

国民年金保険料の納入はおすみですか

国民年金保険料の納期は、年四回で、一月（十、十一、十二月分）四月（一、二、三月分）七月（四、五、六月分）十月（七、八、九月分）の末日までに納入することになっていますが、納入はおすみですか。（これらの四回の月を保険料納付の基準月といいます）

将来あなたが国民年金から老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金などいずれかの年金を受けるためには、年金を受ける権利が発生（障害や死亡による事故があったとき）した直前の基準月からさかのぼって、一年間以上保険料を納めていることが必要とされています。

かりに一カ月の未納があった場合は、どの年金をも受けることができませんし、万一あなたや家族の人に事故があっても、あとに残されたかたも、年金を受けることができません。

あなたの受給権をいつでも行使できるよう、基準月までには必ず保険料を納めるようにしましょう

心あたりの方は お知らせください

次のかたは、現住所不明のため福祉年金証書を役場国民年金係でお預りしていますので、お心当たりのかたは当係または支所までご連絡ください。

幌別　佐藤正男方　佐藤ミチさん

富岸　三浦虎雄方　三浦とめのさん

庁舎前に建てられた町民憲章掲示板

多彩なプロでにぎわった文化祭

ことしの文化祭は、十月二十五日から十一月十五日まで菊かおる文化の日を中心に多彩なプロがくりひろげられ、たくさんの人でにぎわいました。

十月二十五、二十六日短歌、俳句大会を皮切りに、展示会では、生活学校研究発表、写真展、サボテン展示、書道展、生花展、手芸展、絵画展、郷土展などが十月二十九日から十一月十五日まで中央公民館で、菊花展は、十一月一日から十一月三日まで富士鉄会館で、盆栽は、十一月二日から十一月四日までソーダ会館で展示され、町民の力作が会場狭しと並べられ、参観者は眼をみはっていました。

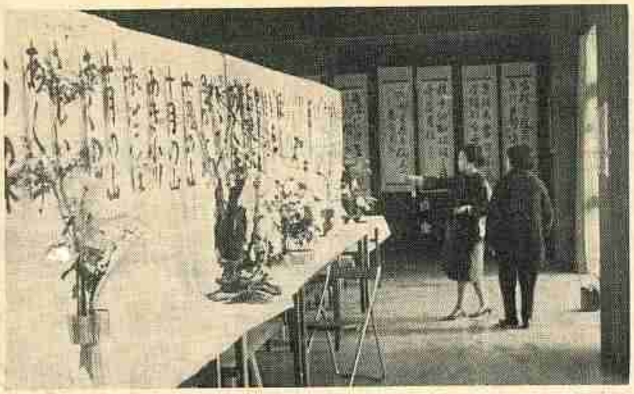

会場いっぱいに展示された生け花、書道の力作

囲碁・将棋大会に熱戦

十一月二日中央公民館に囲碁・将棋の愛好者が集まり、熱戦がくりひろげられました。

各種の発表会に盛んに拍手

十一月二日　こども音楽会、三日登青連芸能発表会、八日民謡、舞踊大会、九日軽音楽の夕べなど各種の発表会が中央公民館で披露され、出演者も会場に集まった町民のみなさんも楽しいひとときを過ごしました。

一方、登別・鷲別の公民館でも文化展がおこなわれ、十月から十一月の登別町は文化祭でにぎわいました。

ボーイスカウトが共同募金

ことし四月からボーイスカウト登別第一団が発足しましたが、この少年隊二四名は、十月一日からはじまった共同募金運動期間の十月四日鷲別地区と、五日幌別地区で、十日温泉地区で、それぞれの各班に別れて共同募金をおこないました。

道行く人たちは、この奉仕活動によく協力して、ボーイスカウトの少年たちは大よろこび。

少年隊たちは、これからもこうした奉仕活動に協力しようと話し合いました。

お知らせ

◇身体障害者訓練生募集

身体障害者を対象にした職業訓練校が，砂川市に設置されておりますが，明春4月入校の訓練生を次により募集しております。

ご希望のかたは最寄りの職業安定所または，北海道身体障害者職業訓練所（砂川市字山60）に入所手続きの用紙がありますので申込みください。

◇応募資格　○義務教育修了者または同等以上の学力があるもの（明春学校卒業予定者含む）で，身体障害者，肢体不自由者または，訓練に耐え得る程度の視聴力障害のもの　○修業の意志が強固で，訓練に耐え得るもの。

◇入所生の特典　訓練生の全員に毎月１万７千円以上の手当が支給されるので家庭には負担をかけずに訓練が受けられます。

なお，詳しいことは役場福祉係にお問合わせください。

◇年末調整の説明会を開催

12月は従業員を雇用している事業所等で，給与所得の年末調整をおこなう月です。

本年の年末調整で昨年と変わった点をお知らせしますと，①基礎控除額，配偶者控除額および扶養控除額の引上げ，②障害者控除額，老年者控除額寡婦控除額，および勤労学生控除額の引上げ，③給与所得控除額の引上げ，④勤労学生の要件である所得限度の引上げ，⑤給与等とみなされる年金の源泉徴収不要限度の引上げなどで，手続きは基本的に変わった点はありませんが，細部については12月２日商工会館，12月３日温泉支所でいずれも午後１時から説明会を開いてご理解していただくことになっておりますので，お出かけください。

なお，不審な点がありましたら室蘭税務署（②4151）の法人税課または，徴収課へお問い合わせください。

◇公給領収証を受け取りましょう

料理飲食等消費税をご存知でしょうか。この税は，料理店，カフエー，キャバレー，飲食店，旅館などで遊興飲食，宿泊をしたとき料金といっしょに消費者であるお客さんから徴収する税金のことです。

この場合，店の経営者は，お客さんから税を預ったしるしとして領収証を必ず発行しなければならないことに法律で定められています。この領収証を公給領収証といって，あなたが税を納めたしるしの領収証です。

納税者であるあなたの税が正しく申告され，納税されるためにも必ず公給領収証をお受け取りください。

◇譲渡所得について

ことしの税法改正で土地税制が大幅に改正されました。

これによると，長期間もっていた土地や建物を売った場合，これまでに比べてずっと安い税金ですむことになりました。同時に，土地を売って自分が住む家を買うといったような場合に税金を安くする居住用財産の買換え特例は，44年まででなくなり，同じく税金を安くする事業用資産の買換えの特例も，45年から範囲が狭くなります。

44年分の譲渡については，改正前の総合課税でも，改正後の分離課税でも有利な方を選択できることになっていますので，室蘭税務署でご相談ください。

町の人口

10月末現在

総人口	45,228人	(227増)
男	22,912人	(102増)
女	22,316人	(125増)
世帯数	12,200世帯	(71増)

（ ）内は先月との増減